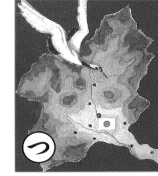




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年12月23日(金) 号外(第5号)

目次

ページ

規則

- 群馬県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(人事課) 3
- 群馬県旅費支給規則の一部を改正する規則(同) 3

訓令

- 群馬県処務規程の一部を改正する訓令(人事課) 3
- 職員の病欠休暇の期間に関する規程の一部を改正する訓令(同) 4

教育委員会規則

- 群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(総務課) 4
- 公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則(福利課) 5
- 公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則(同) 5
- 群馬県公立学校職員の給与に関する条例附則第十三項、第十五項又は第十六項の規定による給料に関する規則(学校人事課) 9
- 群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(同) 14
- 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(同) 15
- 群馬県市町村立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に置く学校栄養職員及び事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(同) 21
- 群馬県市町村立学校職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則(同) 21
- 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(同) 23
- 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(同) 24

人事委員会規則

- 群馬県職員の給与に関する条例附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料に関する規則 27
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 32
- 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則 33
- 職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則 39
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 39
- 群馬県職員の寒冷地手当支給に関する規則の一部を改正する規則 41
- 群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 41
- 群馬県職員の定年等に関する規則 41
- 群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 43
- 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 44
- 群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 44
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 45
- 群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 45

人事委員会細則

- 群馬県職員の定年等に関する規則実施細則 48

企業管理規程

○群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課) 61

病院管理規程

○群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(経営戦略課) 61

議会訓令

○群馬県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令(総務課) 61

規則

群馬県職員の仕事の設置に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県規則第五十四号

群馬県職員の仕事の設置に關する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の仕事の設置に關する規則(昭和三十一年群馬県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条の四及び第二十八条の五に規定するもの」を「第二十八条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第三条第一号及び第二号中「地方公務員法第二十八条の四第一項及び第二十八条の五第一項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員はこの規則による改正後の群馬県職員の仕事の設置に關する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)第二条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。

群馬県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十五号

群馬県旅費支給規則の一部を改正する規則

群馬県旅費支給規則(昭和三十八年群馬県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第八条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条第二項第七号及び第十二条の三第一項第四号中「第二十六条第二号」を「第二十六条第三号」に改める。

第十四条第一項中「より行なう」を「より行う」に改め、同項第一号中「行なつた」を「行つた」に、「を行なう」を「行う」に、「行なわぬ」を「行わぬ」に改め、同項に次の一号を加える。

十二次に掲げる地域内の旅行をする場合における条例第十九条第二項第一号の規定の適用については、当該地域は、県内の地域とみなす。

イ 福島県南会津郡檜枝岐村のうち、三条ノ滝、燧ヶ岳、沼山峠休憩所及び袴腰山(高石山)を結ぶ線以南

ロ 新潟県魚沼市のうち、与作岳及び福島県南会津郡檜枝岐村に存する三条ノ滝を結ぶ線以南

第十四条第二項第五号中「第二十六条第三号」を「第二十六条第四号」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 前項第十二号イ及びロに掲げる地域内の旅行をする場合における条例第二十六条第一号の規定の適用については、当該地域は、県内の地域とみなす。

別表第一注1中「群馬県」を「群馬県」に、「28」を「28」に改める。

別表第一の二中「群馬県」を「群馬県」に改める。

別表第二を次のように改める。

附則

- 1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第一の二の改正規定並びに次項の規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規則(別表第一及び別表第一の二の改正規定に限る。)による改正後の群馬県旅費支給規則(以下この項において「改正後の規則」という。)別表第一及び別表第一の二に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。

3 この規則による改正後の群馬県旅費支給規則の規定は、令和五年十月一日以後に出發する旅行及び同日前に出發し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

訓令

群馬県訓令甲第十二号

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年十二月二十三日

県庁
地域機関
専門機関

群馬県処務規程の一部を改正する訓令

群馬県知事 山本 一太

群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第二十一条の四第一項の規定により採用された」に改める。
第三十三条の二第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の群馬県処務規程(以下この項において「新規程」という。)第三十三条の二第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

群馬県訓令第十三号

県庁
地域機関
専門機関

職員の病気休暇の期間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年十二月二十三日

群馬県知事 山本 一太

職員の病気休暇の期間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の病気休暇の期間に関する規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項の規定により採用された」を「第二十二号の四第一項の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第四項中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により再任用した職員(次項において「再任用職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第六項を削る。

附則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)次項において「令和三年改正法」という。)附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。)は、この訓令による改正後の職員の病気休暇の期間に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第二条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程を適用する。
- 3 暫定再任用職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。)(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、改正後の規程第二条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程第三条第四項及び第五項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用職員がその任期を更新した場合において、当該暫定再任用職員に対する改正後の規程第三条第五項の適用については、同項中「再任用後」とあるのは、「更新後」とする。

教育委員会規則

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

群馬県教育委員会規則第十七号

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(群馬県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ及びロ並びに同条第二号イ及びロ中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二号の四第一項」に改め、同条第三号の表事務職員の項中

事務長(補佐(総括))
事務長(補佐)
事務長(係長(総括))
主幹(総括)

を

事務長(補佐(総括))
専門員(補佐(総括))
事務長(補佐)
専門員(補佐)
事務長(係長(総括))
専門員(係長(総括))

に改め

司書専門員(主幹(総括))
事務長(係長)

主幹(総括)
司書専門員(主幹(総括))
事務長(係長)
係長
専門員(係長)

る。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の規定を適用する。

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十八号

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員退職手当支給規則(昭和三十一年群馬県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「附則第二十四項本文」を「附則第三項本文」に改め、同条第三号中「附則第二十五項」を「附則第四項」に改め、同条第四号中「附則第二十六項本文」を「附則第五項本文」に改め、同条第五号中「附則第三十項本文」を「附則第九項本文」に改め、同条第六号中「附則第三十二項本文」を「附則第十一項本文」に改める。

第五条の八第一項第三号口中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

附則第二項中「附則第三十五項ただし書」を「附則第十四項ただし書」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十九号

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則(昭和五十一年群馬県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「規定による」を削り、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に改め、「」の下に「医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

第六条第二項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条第六項中「第四条第三項ただし書」を「第一項ただし書及び前項」に、「前項前段」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書の」に、「その」を「、その」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第一号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第二号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて委員会に提出しなければならない。

第六条第四項中「に規定する申出」を「の申出」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければ」を「交付しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合(第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。)(において、委員会は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

第六条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第六条の次に次の三条を加える。

(条例第十条第四項の委員会規則で定める事業)

第六条の二 条例第十条第四項の委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十条第一項に規定する雇用保険法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
 - 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が第十六条第一項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの
 - 三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと委員会が認めたもの
- (条例第十条第四項の委員会規則で定める職員)
- 第六条の三 条例第十条第四項の委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
 - 二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして委員会が認めた職員
(支給期間の特例の申出)
- 第六条の四 条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員による同項の申出(以下この条において「特例申出」という。)は、支給期間延長等申請書(別記様式第五号)に登記事項証明書その他条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて委員会に提出することによって行うものとする。
- 2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第十条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他特例申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - 3 委員会は、特例申出をした者が条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたとときは、その者に支給期間延長等通知書(別記様式第六号)を交付しなければならない。この場合(第五項において準用する第六条第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、委員会は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
 - 4 前項の規定により支給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を委員会に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、委員会は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
 - 一 その者が提出した支給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合
交付を受けた支給期間延長等通知書
 - 二 条例第十条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合
交付を受けた支給期間延長等通知書及び支給資格証
- 5 第六条第一項ただし書の規定は第一項及び前項の場合について、同条第三項及び

第四項の規定は第二項ただし書の場合における特例申出について、同条第七項の規定は特例申出及び前項の場合について準用する。
別記様式第五号及び別記様式第六号を次のように改める。

別記様式第5号(第6条、第6条の4関係)

受給期間延長等申請書					
①申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号
	住所又は居所				
②退職年月日	年 月 日				
③この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業の開始等をしたため 具体的理由 []				
④③のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者		
⑤職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで				
上記のとおり申請します。 年 月 日 群馬県教育委員会教育長 あて <div style="text-align: right;">申請者氏名</div>					

注 1 この申請書には、受給資格証を添えること。

2 ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。

別記様式第6号(第6条、第6条の4関係)

受給期間延長等通知書	
申請者氏名	受給資格証番号
申請受理年月日	年 月 日
受給期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業の開始等をしたため 具体的理由 []
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日
上記のとおり受給期間の延長等をする。 年 月 日 <div style="text-align: right;">群馬県教育委員会教育長 氏 名 印</div>	

- 注 1 この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 2 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき(例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があつたとき)には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 3 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証に添えてこの通知書を提出すること。

別記様式第九号中

1 公共職 業訓練	2 雇用保 険法第 6条第 3号及 び訓練	3 障害者 の雇用を 促進する 法律第 13条の 適応訓 練	4 高年齢 者の雇用 の安定等 に関する 法律第 25条第 1項の計 画に準拠 した同項 第3号に 掲げる訓 練	5 その他 の訓練
--------------	-----------------------------------	--	---	--------------

を

1 公共職 業訓練	2 雇用保 険法第 6条第 3号及 び訓練	3 障害者 の雇用を 促進する 法律第 13条の 適応訓 練	4 高年齢 者の雇用 の安定等 に関する 法律第 25条第 1項の計 画に準拠 した同項 第3号に 掲げる訓 練	5 職業訓 練の等 の実施に よる求 職者の 就職の 支援に 関する 法律第 4条第 2項に 規定す る職業 訓練	6 その他 の訓練
--------------	-----------------------------------	--	---	--	--------------

に改める。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の失業者の退職手当支給規則第六条第一項及び第四項から第八項まで並びに第六条の二から第六条の四までの規定は、令和四年七月一日から適用する。

群馬県公立学校職員の給与に関する条例附則第十三項、第十五項又は第十六項の規定による給料に関する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県教育委員会規則第二十号

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県公立学校職員の給与に関する条例附則第十三項、第十五項又は第十六項の規定による給料に関する規則

(趣旨)
第一条 この規則は、群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号。以下「給与条例」という。)附則第十三項、第十五項又は第十六項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 管理監督職 群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号。以下「県定年条例」という。)第六条及び群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第九号。以下「市町村定年条例」という。)第五条に規定する管理監督職をいう。

二 異動期間 県定年条例第九条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)及び市町村定年条例第八条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。

三 特例任用後降任等学校職員 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員であつて、給与条例附則第十三項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第一項特例任用学校職員(県定年条例第九条第一項若しくは第二項又は市町村定年条例第八条第一項若しくは第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める学校職員をいう。以下同じ。)又は第三項特例任用学校職員(県定年条例第九条第三項若しくは第四項又は市町村定年条例第八条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める学校職員をいう。以下同じ。)であつたものをいう。

四 特定日 給与条例附則第十一項に規定する特定日をいう。

五 降格 群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年群馬県教育委員会規則第十八号。以下「初任給規則」という。)第二条第六号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

六 初任給基準異動 給与条例第五条第一項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない初任給規則別表第十二、別表第十三、別表第十四又は別表第十五に定める初任給基準表(第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

八 降号 初任給規則第二条第七号に規定する降号をいう。

九 上限額 給与条例第五条第二項の規定により学校職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項又は第十七条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。))をしている学校職員にあつては、当該給料月額に群馬県学校職員

の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十八号)第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間から除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。

十 その者の号給等 当該学校職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(給与条例附則第十三項の教育委員会規則で定める学校職員)

第三条 給与条例附則第十三項の教育委員会規則で定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。

- 一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員(特例任用後降任等学校職員を除く。)のうち、次に掲げる学校職員
 - イ 異動日以後に初任給基準異動をした学校職員
 - ロ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした学校職員
 - ハ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した学校職員を除く。)
 - ニ 異動日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員
 - 三 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた学校職員
- (他の職への降任等をされた学校職員に対する給与条例附則第十五項の規定による給料の支給)
- 第四条 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員(特例任用後降任等学校職員を除く。)であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、次の各号に掲げる学校職員となり、特定日に給与条例附則第十一項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる学校職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる学校職員になつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる学校職員以外の学校職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第四条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員(第三項の規定の適用を受ける学校職員を除く。))には、特定日以後の当該各号に掲げる学校職員となつた日以後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十五項の規定による給料として支給する。
- 一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」とい

う。)をした学校職員(第四号に掲げる学校職員を除く。)

異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が二回以上あつた場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした学校職員(第四号に掲げる学校職員を除く。)

異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した学校職員を除く。)

次に掲げる学校職員の区分に応じ、次に定める額

- イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- ロ イに掲げる学校職員以外の学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員 教育委員会の定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該学校職員が受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であつて同項第五号に掲げる学校職員に該当する学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であるものとし、当該学校職員について適用される第四条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までで規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員(前項の規定の適用を受ける学校職員を除く。)には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十五項の規定による給料として支

給する。
(特例任用後降任等学校職員に対する給与条則第十五項の規定による給料の支給)

第五条 特例任用後降任等学校職員であつて、仮定異動期間末日(法第二十八条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員のうち、異動日に給与条則第十一項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までまでの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第五条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員(次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する学校職員を除く。)には、異動日以後、第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条則第十五項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額」と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額」と当該学校職員の受ける給料月額との差額」とする。

第六条 特例任用後降任等学校職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、次の各号に掲げる学校職員となり、異動日に給与条則第十一項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(異動日後に当該各号に掲げる学校職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる学校職員以外の学校職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員(第三項の規定の適用を受ける学校職員を除く。))には、異動日以後の当該各号に掲げる学校職員となつた日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条則第十五項の規定による給料として支給する。
一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした学校職員(第四号に掲げる学校職員を除く。)
二 仮定異動期間末日の前日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条則第十五項の規定による給料として支給する。
三 仮定異動期間末日の前日以後に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等に適用されているものとした場合(給料表異動等がおける初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動

等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までまでの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(学校職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。)又は降号をした学校職員(第四号に掲げる学校職員を除く。)
異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までまでの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員 次に掲げる学校職員の区分に応じ、次に定める額

イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までまでの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる学校職員以外の学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までまでの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員 教育委員会の定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までまでの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第

- 六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該学校職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であつて、同項第五号に掲げる学校職員に該当する学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であるものとし、当該学校職員について適用される第六条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員(前項の規定の適用を受ける学校職員を除く。)には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十五項の規定による給料として支給する。
- (降任等相当給料表異動をした学校職員に対する給与条例附則第十六項の規定による給料の支給)
- 第七条 降任等相当給料表異動(法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを用い。以下この条及び次条において同じ。)をした学校職員(第一項特例任用学校職員又は第三項特例任用学校職員から降任等相当給料表異動をした学校職員を除く。第四項において同じ。)であつて、降任等相当転任日(当該降任相当給料表異動をした日を用い。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(第四項各号に掲げる学校職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第十一項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員には、特定日以後、第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十六項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該学校職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員について適用される第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした学校職員であつて、降任等相当転任日の前日から引

- き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員であつて、次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十六項の規定による給料として支給する。
- 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした学校職員
- 二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした学校職員
- 三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員(降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した学校職員を除く。)
- 四 降任等相当転任日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員
- 第八条 第一項特例任用学校職員又は第三項特例任用学校職員から降任等相当給料表異動をした学校職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(第四項各号に掲げる学校職員を除く。)のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第十一項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(以下この項において「転任日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員には、降任等相当転任日以後、第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十六項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該学校職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第一項特例任用学校職員又は第三項特例任用学校職員から降任等相当給料表異動をした学校職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員であつて、次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、条例附則第十六項の規定による給料として支給する。

- 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした学校職員
- 二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格(学校職員の同意を得て行うものを除く。)又は降号をした学校職員
- 三 仮定異動期間末日の日前以後に育児短時間勤務等をした学校職員
- 四 仮定異動期間末日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員

(特例任用期間降格等学校職員に対する給与条例附則第十六項の規定による給料の支給)

第九条 特例任用期間降格等学校職員(第三項特例任用学校職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格(学校職員の同意を得て行うものに限る。)をされた学校職員又は給料表異動により当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となつた学校職員をいう。以下この条において同じ。)であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(第四項各号に掲げる学校職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等学校職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に給与条例附則第十一項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員には、特例任用期間降格等学校職員となつた日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十六項の規定による給料として支給する。

- 一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 特例任用期間降格等学校職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等学校職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額
- 二 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をした学校職員 特例任用期間降格等学校職員となつた日の前日に特例任用期間降格等学校職員となつた日において適用される給料表の適用を受ける学校職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格等学校職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等学校職員となつた日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間

末日の前日から特例任用期間降格等学校職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該学校職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等学校職員となつた日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等学校職員となつた日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等学校職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員であつて、次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十六項の規定による給料として支給する。

一 特例任用期間降格等学校職員となつた日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第二条第五号に規定する昇格をした学校職員

二 特例任用期間降格等学校職員となつた日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のもの)をした学校職員

三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等学校職員となつた日までの間に降格(学校職員の同意を得て行うものを除く。)又は降号をした学校職員

四 仮定異動期間末日の日前以後に育児短時間勤務等をした学校職員

五 仮定異動期間末日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員

(人事交流等学校職員に対する給与条例附則第十六項の規定による給料の支給)

第十条 初任給規則第十三条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された学校職員(以下この条において「人事交流等学校職員」という。)のうち人事交流等学校職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に学校職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であつて、人事交流等学校職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(第四項各号に掲げる学校職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第十一項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(人事交流等学校職員となつた日が六十歳に達した日後における最初の四月一日(以下この条にお

て「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に学校職員であったものとして給与条則第十一項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に学校職員となったものとした場合に当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員には、人事交流等学校職員となった日(特定日前に人事交流等学校職員となった場合)以後、第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条則第十第六項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該学校職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等学校職員となった日)が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等学校職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等学校職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等学校職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条則第十一項の規定の適用を受ける学校職員であつて、次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条則第十六項の規定による給料として支給する。

一 かつて第一項特例任用学校職員又は第三項特例任用学校職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き初任給規則第十三条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等学校職員となつたもの及びこれに準ずるもの

二 人事交流等学校職員となつた日後に給料表異動等をした学校職員

三 人事交流等学校職員となつた日から特定日までの間に降格又は降号をした学校職員

四 人事交流等学校職員となつた日(特定日前に人事交流等学校職員となつた場合)にあつては、(特定日)以後に育児短時間勤務等をした学校職員

五 人事交流等学校職員となつた日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員

(この規則により難い場合の措置)

第十一条 条則附則第十三項、第十五項又は第十六項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には、他の学校職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、

別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、給与条則附則第十三項、第十五項又は第十六項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第二十一号

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年群馬県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第十七イの表2級の欄中

34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40

を

33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
38
38
39

に、

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
54
54
55
55
56

を

45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
54
54
55
55

に改め、

別表第十七ロの表2級の欄中

42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
50
51
52
53
53

54
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59
60

を

41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51

52
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
58
59

に改め、別表十七ハの表2級の欄中

38
39
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43
44

を

37
38
39
40
41
42
43
43

に改め、別表十七ニの表2級の欄中

26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37

38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

を

25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35

36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

2 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった学校職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない学校職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった学校職員(あらかじめ人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている学校職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける学校職員との均衡上必要があると認められる学校職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第二十二号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に、「第七条の二」を「第七条の三」に改める。

第七条を次のように改める。

(給料の調整額)

第七条 条例第十一条の規定により、給料の調整を行う職は、別表第一の上欄に掲げる勤務箇所勤務する同表の中欄に掲げる学校職員の占める職とし、給料の調整額は、その職を占める学校職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第二に掲げる調整基本額にその者に係る別表第一の下欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学校職員(以下「短時間勤務学校職員」と総称する。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 法第二十二條の四第一項の規定により採用された学校職員(以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。)
勤務時間条第三條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「定年前再任用短時間勤務学校職員に係る算出率」という。)

二 育児休業法第十條第一項に規定する育児短時間勤務をしてい学校職員及び育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしてい学校職員(以下「育児短時間勤務学校職員等」という。)
勤務時間条第三條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児短時間勤務学校職員等に係る算出率」という。)

三 育児休業法第十八條第一項又は群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号。以下「任期付条例」という。)
第四條の規定により採用された短時間勤務学校職員(以下「任期付短時間勤務学校職員」という。)
勤務時間条第三條第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「任期付短時間勤務学校職員に係る算出率」という。)

3 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる学校職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。))の百分の四・五を超えないときは、給料月額の百分の四・五に相当する額)とする。

- 一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 当該学校職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第二イ及びロに掲げる額
 - 二 前項第一号に掲げる学校職員 当該学校職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第二ハ及びニに掲げる額
 - 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。
- 第二章の二中第七条の二を第七条の三とし、第二章中第七条の次に次の一条を加える。
- 第七条の二 前条第一項、第二項及び第四項の規定による給料の調整額並びに同条第三項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。
- 第十一条第二項各号列記以外の部分中「定める額」の下に「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同項第一号中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を削り、同項第二号中「のうち再任用学校職員」を「のうち定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「当該再任用学校職員」を「当該学校職員」に、「(再任用短時間勤務学校職員にあつてはその額に再任用短時間勤務学校職員に係る算出率を、育児短時間勤務学校職員等にあつてはその額に育児短時間勤務学校職員等に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を「(定年前再任用短時間勤務学校職員に係る算出率を乗じて得た額)」に改める。
- 第四十二条の二第二項各号列記以外の部分中「掲げる者」を「掲げる学校職員」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。
- 一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第十一条第一項第一号に掲げる校長、同項第二号に掲げる教育委員会が別に定める額
 - イ 前号イに掲げる者 五千円
 - ロ 前号ロに掲げる者 三千円
 - 二 定年前再任用短時間勤務学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 前号イに掲げる者 五千円
 - ロ 前号ロに掲げる者 三千円
- 第四十二条の二第三項第一号及び第二号を次のように改める。
- 一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第一項第一号イに掲げる者 四千円

- ロ 第一項第一号ロに掲げる者 二千六百元
 - 二 定年前再任用短時間勤務学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第一項第二号イに掲げる者 三千三百円
 - ロ 第一項第二号ロに掲げる者 二千円
- 第四十二条の二の二第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。
- 一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 前条第一項第一号イに掲げる者 三千円
 - ロ 前条第一項第一号ロに掲げる者 二千円
 - 二 定年前再任用短時間勤務学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 前条第一項第二号イに掲げる者 二千五百円
 - ロ 前条第一項第二号ロに掲げる者 千五百円
- 第四十二条の二の二第二項第一号及び第二号を次のように改める。
- 一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 前項第一号イに掲げる学校職員 二千円
 - ロ 前項第一号ロに掲げる学校職員 千三百円
 - 二 定年前再任用短時間勤務学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 前項第二号イに掲げる学校職員 千六百元
 - ロ 前項第二号ロに掲げる学校職員 千円
- 第四十三条の二第二号及び第三号、第四十三条の四並びに第四十三条の七第一項第五号中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。
- 第四十四条の七第一項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同項第一号中「百分の百十五以上百分の百九十五」を「百分の百二十五以上百分の二百十」に改め、同項第二号中「百分の百三・五以上百分の百十五」を「百分の百十三・五以上百分の百二十五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十二」を「百分の百二」に改める。
- 第四十四条の七の二第二項中「再任用学校職員の成績率」を「定年前再任用短時間勤務学校職員の成績率」に、「当該再任用学校職員」を「当該学校職員」に、「掲げる再任用学校職員」を「掲げる学校職員」に改め、同項第一号中「再任用学校職員」を「学校職員」に、「百分の四十七」を「百分の五十二」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用学校職員」を「学校職員」に、「百分の四十三・五」を「百分の四十八・五」に改める。
- 第四十四条の十一中「短時間勤務学校職員にあつては、その額に短時間勤務学校職員に係る算出率」を「定年前再任用短時間勤務学校職員にあつてはその額に定年

前再任用短時間勤務学校職員に係る算出率を、育児短時間勤務学校職員等にあつてはその額に育児短時間勤務学校職員等に係る算出率を、任期付短時間勤務学校職員にあつてはその額に任期付短時間勤務学校職員に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額」に改め、同条第一号中「再任用学校職員」を「一定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第四十六条の表吾妻郡中之条町大字中之条町一三〇三の項中「中之条高等学校」を「吾妻中央高等学校」に改め、同表吾妻郡東吾妻町大字本宿四〇一の一の項中「吾妻郡東吾妻町大字本宿四〇一の一」を「吾妻郡東吾妻町大字本宿三八九」に改める。

附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十一項から附則第十五項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十項中「一の負傷」を「前項の規定にかかわらず、一の負傷」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第九項の次に次の一項を加える。

10 条例附則第八項の当該療養のための病気休暇の範囲は、勤務時間規則第十一条第二号に規定する期間の病気休暇とする。

18 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第七条第三項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

19 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第十一条の規定の適用については、当分の間、同条第二項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

20 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第三十六条の四の規定の適用については、当分の間、同条中「給料」とあるのは、「給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

21 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第四十二条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号及び第三項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

22 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第四十二条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号及び第二項第一号中「定

める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

23 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第四十四条の十一の規定の適用については、当分の間、同条第一号及び第三号から第七号までの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表第二イ中「小学校中学校教育職給料表」を「一定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員であつて、小学校中学校教育職給料表」に改め、同表口中「高等学校等教育職給料表」を「一定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員であつて、高等学校等教育職給料表」に改め、同表に次のように加える。

ハ 一定年前再任用短時間勤務学校職員であつて、小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者

職務の級	調整基本額
一級	六、八〇〇円
二級	八、一〇〇円
三級	一〇、〇〇〇円
四級	一二、二〇〇円

ニ 一定年前再任用短時間勤務学校職員であつて、高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職務の級	調整基本額
一級	七、〇〇〇円
二級	八、二〇〇円
三級	一〇、二〇〇円
四級	一二、五〇〇円

別表第二の二及び別表第二の三中「再任用学校職員」を「一定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

別表第九及び別表第十中「群馬県立学校職員」を「群馬県立学校職員(再任用短時間勤務学校職員)」に改める。

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十五年群馬県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
 附則別表中

三〇〇円
六〇〇円
二四〇円
八二〇円
一、四〇〇円
一六〇円
七四〇円
一、三一〇円
一、八九〇円
七〇円
六五〇円
一、二三〇円
一、八一〇円
二、三九〇円
五七〇円
一、一五〇円
一、七二〇円
二、三〇〇円
二、八八〇円

二七〇円
九二〇円
一二〇円
七七〇円
一、四二〇円
二、〇七〇円
三三〇円
九七〇円
一、六二〇円
二、二七〇円
二、九二〇円
一、一七〇円
一、八二〇円
二、四七〇円
三、一二〇円
三、七六〇円
二、〇一〇円
二、六六〇円
三、三一〇円
三、九六〇円
四、六一〇円

一、〇六〇円
一、六四〇円
二、二二〇円
二、八〇〇円
三、三八〇円
一、五六〇円
二、一三〇円
二、七一〇円
三、二九〇円
三、八七〇円
二、〇五〇円
三、三八〇円
三、九六〇円
四、五四〇円
五、一二〇円
四、四一〇円
四、九九〇円
五、五七〇円
六、一五〇円
七、六六〇円
七、三四〇円
七、九二〇円
八、五〇〇円
九、八五〇円

を

二、八六〇円
三、五一〇円
四、一六〇円
四、八一〇円
五、四六〇円
三、七一〇円
四、三六〇円
五、〇一〇円
五、六六〇円
六、三一〇円
四、五六〇円
五、九六〇円
六、六一〇円
七、二六〇円
七、九〇〇円
七、二七〇円
七、九二〇円
八、五七〇円
九、二二〇円
一〇、八〇〇円
一〇、五五〇円
一一、二〇〇円
一一、八五〇円
一三、二七〇円

に、「一四八円」を「一七一

〔群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改

一〇、四二〇円	一三、九二〇円
一〇、一〇〇円	一三、六七〇円
一〇、六八〇円	一四、三二〇円
一一、九二〇円	一五、六三〇円
一二、五〇〇円	一六、二八〇円
一三、〇八〇円	一六、九三〇円
一二、七六〇円	一六、六八〇円
一三、九一〇円	一七、九〇〇円
一四、四九〇円	一八、五五〇円
一五、〇六〇円	一九、一九〇円
一五、六四〇円	一九、八四〇円
一五、八二〇円	二〇、〇九〇円
一六、四〇〇円	二〇、七四〇円
一六、九八〇円	二一、三九〇円
一七、五六〇円	二二、〇四〇円
一八、五七〇円	二二、七〇〇円
一九、一五〇円	二三、三六〇円
一九、七三〇円	二四、〇二〇円
二〇、三〇〇円	二五、〇七〇円
二一、二七〇円	二六、一〇〇円
二二、八五〇円	二六、七六〇円
二二、四三〇円	二七、四一〇円
二三、〇一〇円	二八、〇六〇円

正
 第三条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。
 附則第四項中「百分の百九十」を「百分の二百十」に改める。
 附則第五項中「百分の九十」を「百分の百」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項第一号から第四号までの改正規定、第四十四条の七の二第二項第一号の改正規定(「百分の四十七」を「百分の五十二」に改める部分に限る。)、同項第二号及び第三号の改正規定(「百分の四十三・五」を「百分の四十八・五」に改める部分に限る。)、第四十六条の改正規定、附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十一項から附則第十五項までを一項ずつ繰り下げる改正規定、附則第十項の改正規定並びに同項を附則第十一項とし、附則第九項の次に一項を加える改正規定並びに第三条の規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項第一号から第四号までの改正規定並びに第四十四条の七の二第一項第一号の改正規定(「百分の四十七」を「百分の五十二」に改める部分に限る。))並びに同項第二号及び第三号の改正規定(「百分の四十三・五」を「百分の四十八・五」に改める部分に限る。))による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項第一号から第四号まで及び第四十四条の七の二第一項第一号から第三号までの規定並びに第三条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則第四項及び第五項の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(定義)

3 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 令和三年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)をいう。
- 二 令和五年旧法 令和三年改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)をいう。
- 三 暫定再任用学校職員 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第六条第一項若しくは第二項の規定(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))により採用された学校職員をいう。
- 四 暫定再任用短時間勤務学校職員 暫定再任用学校職員のうち令和三年改正法附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された学校職員

- をいう。
- 五 定年前再任用短時間勤務学校職員 地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された学校職員をいう。
 - 六 改正後の規則 第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則をいう。
 - 七 令和四年改正定年条例 群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第五十一号)をいう。
 - 八 令和四年改正市町村定年条例 群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第六十六号)をいう。
 - 九 施行日 この規則の施行の日をいう。
 - 十 旧法再任用学校職員 施行日前に令和五年旧法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員をいう。
 - 十一 令和四年改正給与条例 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第六十三号)をいう。
 - 十二 改正前の規則 第一条の規定による改正前の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則をいう。
- (暫定再任用学校職員の調整額に関する経過措置)
- 4 暫定再任用学校職員(暫定再任用短時間勤務学校職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第七条第三項の規定を適用する。
 - 5 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第七条第二項及び第三項の規定を適用する。
 - 6 群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)第十一条の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。)を占める令和三年改正法附則第四条第一項(令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第六条第一項(令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された学校職員(次項において「特定暫定再任用学校職員」という。)のうち、当該職に係る令和四年改正定年条例による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号)第三条に規定する年齢(令和四年改正定年条例附則第六条第一項各号に規定する職にあつては、同条第二項に規定する年齢)又は令和四年改正市町村定年条例による改正前の群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第九号)第三条に規定する年齢(令和四年改正市町村定年条例附則第六号第一項各号に規定する職にあつては、同条第二項に規定する年齢)に達した日が施行日の前日以前である学校職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第七条及び第七條の二並びに前二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該学校職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務学校職員にあつてはその額に改正後の規則第七条第二項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる学校職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得

- た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。
- 7 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - 一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用学校職員であつた学校職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用学校職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用学校職員(第三号に掲げる学校職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
 - 二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用学校職員(次号に掲げる学校職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用学校職員になつたとした場合に令和四年改正給与条例による改正前の群馬県公立学校職員の給与に関する条例(次号において「令和五年旧給与条例」という。)及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第七条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
 - 三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用学校職員(給料の調整額適用職以外の職を占める学校職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める学校職員となつたものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用学校職員になつたとした場合、かつ、同日に当該場合に該当することとなつた場合(次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合)に、令和五年旧給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第七条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
 - イ 給料表の適用を異にする異動をした場合
 - ロ 学校職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧法再任用学校職員でなかつた者にあつては同日に旧法再任用学校職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつた)とした場合に、それぞれ令和五年旧給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)
 - 8 (暫定再任用短時間勤務学校職員の教職調整額に関する経過措置)
暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第七条の三の規定を適用する。
(暫定再任用学校職員の管理職手当に関する経過措置)

- 9 暫定再任用学校職員(暫定再任用短時間勤務学校職員を除く。)に対する改正後の規則第十一条の規定の適用については、同条第二項第一号中「別表第二の二の」とあるのは、「別表第二の三の」とする。
- 10 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第十一条第二項の規定を適用する。
- 11 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第二十条第三項第二号の規定を適用する。
- 12 暫定再任用短時間勤務学校職員の一週間当たりの要勤務日数に関する経過措置(暫定再任用短時間勤務学校職員の時間外勤務手当に関する経過措置)
- 13 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第三十七条の二第二項第一号及び第二号の規定を適用する。
- 14 暫定再任用学校職員の管理職員特別勤務手当に関する経過措置(暫定再任用学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第四十二条の二第一項及び第三項並びに第四十二条の二の二第一項及び第二項の規定を適用する。)
- 15 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第四十三条の二第二号及び第三号、第四十三条の四並びに第四十三条の七第一項第五号の規定を適用する。
- 16 暫定再任用学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第四十四条の七第一項及び第四十四条の七の二第一項の規定を適用する。
- 17 暫定再任用学校職員の義務教育等教員特別手当に関する経過措置(暫定再任用学校職員(暫定再任用短時間勤務学校職員を除く。))は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第四十四条の十一の規定を適用する。
- 18 暫定再任用学校職員(暫定再任用短時間勤務学校職員を除く。))は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第四十四条の十一第一号の規定を適用する。
- 19 令和四年改正給与条例附則第三条第二項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号。次項において「育児休業法」という。))第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用学校職員について準用する。(暫定再任用短時間勤務学校職員等の給料月額額の端数計算)
- 20 次の各号に掲げる学校職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一月未達の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該学校職員の給料月額とする。
 - 一 暫定再任用短時間勤務学校職員 令和四年改正給与条例附則第三条第三項

二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用学校職員 令和四年改正給与条例附則第三条第二項(前項の規定により準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた令和四年改正給与条例附則第三条第一項(雑則)

21 附則第四項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

群馬県市町村立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に置く学校栄養職員及び事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県教育委員会規則第二十三号 群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県市町村立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に置く学校栄養職員及び事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

群馬県市町村立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に置く学校栄養職員及び事務職員の職の設置に関する規則(昭和四十六年群馬県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表事務職員の項中

主任専務員	主幹専務員	補佐専務員	統括補佐専務員
主任専務員	主幹専務員	補佐専務員	統括補佐専務員

を

に改める。

附則 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県市町村立学校職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県教育委員会規則第二十四号

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県市町村立学校職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県市町村立学校職員の定年等に関する規則(昭和六十年群馬県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条の規定により」を「第十二条の規定に基づき」に改める。
第二条第二号中「引き続き」を「引き続き」に改める。

第三条中「引き続き」を「引き続き」に、「異動(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の二第四項に規定する職員となる異動を除く。)」とさせる場合」を「異動させる場合(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の六第四項に規定する職員となる異動の場合を除く。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(異動期間延長費負担教職員の勤務延長に係る人事委員会の承認)

第三条の二 条例第四条第一項ただし書の規定による異動期間延長費負担教職員(条例第八条の規定により異動期間(同条第一項に規定する異動期間を含む。))が延長された県費負担教職員であつて、条例第二条に規定する定年退職日において管理監督職(条例第五条各号に掲げる職をいう。以下同じ。))を占めている県費負担教職員をいう。の勤務延長に係る人事委員会の承認の申請は、別に定める申請書によりあらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

第五条中「第四項」の下に「並びに第九条」を加え、同条の次に次の四条を加える。(管理職手当を支給される県費負担教職員の職に準ずる職)

第五条の二 条例第五条第二号に規定する教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職は、群馬県市町村立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に置く学級養育職員及び事務職員の職の設置に関する規則(昭和四十六年群馬県教育委員会規則第十一号)第二条に規定する事務部長及び総括事務長とする。

(延長された異動期間の延長に係る人事委員会の承認)
第五条の三 条例第八条第二項又は第四項の規定により延長された異動期間を更に延長する場合には、別に定める申請書によりあらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第五条の四 条例第八条第三項に規定する教育委員会が人事委員会の承認を得て定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。
一 教育職の特定管理監督職群 市町村立学校の校長の職、副校長の職及び教頭の職
二 学校事務職の特定管理監督職群 市町村立学校の事務部長の職及び総括事務長の職

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第五条の五 条例第十一条に規定する教育委員会が人事委員会の承認を得て定める情報は、定年前再任用(同条の規定により採用することをいう。以下この条において

同じ。))をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経歴又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
第六条に次の三号を加える。

六 異動期間の延長を行う場合
七 延長された異動期間を更に延長する場合
八 異動期間の延長の事由が消滅し、他の職への降任等をする場合

第七条の見出し中「勤務延長」を「勤務延長等」に改め、同条中「前年度に定年に達した県費負担教職員に係る勤務延長の状況を、」を削り、「までに」の下に、「次に掲げる状況を」を加え、同条に次の各号を加える。
一 前年度に定年に達した県費負担教職員に係る勤務延長(条例第四条第一項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。)の状況
二 前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第八条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める県費負担教職員に係る当該異動期間の延長の状況

附則

(施行期日)
第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
第二条 この規則による改正後の群馬県市町村立学校職員の定年等に関する規則第三条から第五条まで、第六条及び第七条の規定は、群馬県市町村立学校職員の定年等に関する規則の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第六十六号。以下「改正条例」という。))附則第二条第一項の規定による勤務延長(改正条例による改正後の群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第九号。以下この条及び附則第四条において「新条例」という。))第四条第一項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。))について準用する。

2 改正条例附則第二条第二項の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。))の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(改正条例附則第二条第二項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。))が基準日の前日における新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、改正条例による改正前の群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例(次項において「旧条例」という。))第三条に規定する定年)を超える職(当該職に係る定年が新条例第三条に規定する定年である職に限る。))とする。
一 基準日以後に新たに設置された職
二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

3 改正条例附則第二条第二項の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める県費負担教職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和五年三月三十一日であ

る場合には、旧条例第三条に規定する定年)に達している県費負担教職員とする。
(暫定再任用の選考に用いる情報)

第三条 改正条例附則第三条第一項及び第二項並びに改正条例附則第四条第一項及び第二項に規定する教育委員会が人事委員会の承認を得て定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
二 暫定再任用(改正条例附則第三条第一項若しくは第二項又は改正条例附則第四条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下この号において同じ。)を行う職の職務遂行に必要とされる経歴又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(改正条例附則第八条の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める短時間勤務の職、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める者及び教育委員会が人事委員会の承認を得て定める定年前再任用短時間勤務県費負担教職員)

第四条 改正条例附則第八条の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当地年齢(新条例第十一条に規定する短時間勤務の職(以下この条において「短時間勤務の職」という。)を占める県費負担教職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における定年相当地年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当地年齢が新条例第三条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 改正条例附則第八条の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当地年齢に達している者とする。

3 改正条例附則第八条の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める定年前再任用短時間勤務県費負担教職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当地年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務県費負担教職員とする。

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県教育委員会規則第二十五号

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号並びに第八条第一号及び第二号中「再任用短時間勤務学校職員」を「一定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第八条の二中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第八条の三第一項第一号中「再任用短時間勤務学校職員」を「一定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同項第二号中「再任用学校職員(地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。)」を「一定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条第四項第二号中「再任用学校職員」を「一定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第八条の四中「掲げる率」を「定める率」に改め、同条第一号及び第二号中「再任用短時間勤務学校職員」を「一定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第十一条第二号及び第三号中「再任用学校職員」を「一定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第十二条第三項及び第十三条第一項第二号中「再任用短時間勤務学校職員」を「一定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

附則

1 (施行期日) この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、この規則による改正後の群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第二条第二項第三号に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員(以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。)とみなして、改正後の規則第八条の二、第八条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第四項並びに第十一条の規定を適用する。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第二条第二項、第八条、第八条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)、第八条の四、第十二条第三項及び第十三条第一項の規定を適用する。

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第二十六号

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年群馬県教育委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四中

二、〇三〇円
二、六〇〇円
四、一〇〇円
四、一〇〇円
四、三四〇円
四、九二〇円
五、五〇〇円
六、五〇〇円
六、六六〇円
七、二四〇円
七、八一〇円
八、三九〇円
八、九七〇円
九、五五〇円
一〇、一三〇円
一〇、七一〇円
一一、二九〇円

二、二七〇円
二、九二〇円
四、一〇〇円
四、二二〇円
四、八七〇円
五、五二〇円
六、一七〇円
六、八二〇円
七、四七〇円
八、一二〇円
八、七七〇円
九、四二〇円
一〇、〇七〇円
一〇、七二〇円
一一、三七〇円
一二、〇二〇円
一二、六六〇円

一一、八七〇円
一二、四五〇円
一三、〇二〇円
一三、六〇〇円
一四、一八〇円
一四、七六〇円
一五、三四〇円
一五、九二〇円
一六、五〇〇円
一七、〇八〇円
一七、六六〇円
一八、二四〇円
一八、八二〇円
一九、三九〇円
一九、九七〇円
二〇、五五〇円
二一、一三〇円
二二、七一〇円
二三、三〇〇円
二三、八八〇円
二四、四六〇円
二五、〇四〇円
二五、六二〇円
二六、二〇〇円
二六、七八〇円
二七、八六〇円
二八、四四〇円
二九、〇二〇円

を

一三、三一〇円
一三、九六〇円
一四、六一〇円
一五、二六〇円
一五、九一〇円
一六、五六〇円
一七、二一〇円
一七、八六〇円
一八、五一〇円
一九、一六〇円
一九、八一〇円
二〇、四六〇円
二一、一一〇円
二一、七六〇円
二二、四一〇円
二三、〇六〇円
二四、四六〇円
二五、一一〇円
二五、七六〇円
二六、四〇〇円
二八、一七〇円
二八、八二〇円
二九、四七〇円
三〇、一二〇円

に、「二四八円」を「二七一円」

二八、五六〇円
二九、一四〇円
二九、七二〇円
三〇、三〇〇円
三一、六五〇円
三一、二二〇円
三一、八〇〇円
三三、三八〇円
三四、六二〇円
三五、二〇〇円
三五、七八〇円
三六、三六〇円
三七、五一〇円
三八、〇九〇円
三八、六六〇円
三九、二四〇円
四〇、三二〇円
四〇、九〇〇円
四一、四八〇円
四二、〇六〇円
四三、〇七〇円
四三、六五〇円
四四、二三〇円
四四、八〇〇円

三一、七〇〇円
三一、三五〇円
三三、〇〇〇円
三三、六五〇円
三五、〇七〇円
三五、七二〇円
三六、三七〇円
三七、〇二〇円
三八、三三〇円
三八、九八〇円
三九、六三〇円
四〇、二八〇円
四一、五〇〇円
四二、一五〇円
四二、七九〇円
四三、四四〇円
四四、五九〇円
四五、二四〇円
四五、八九〇円
四六、五四〇円
四七、六二〇円
四八、二七〇円
四八、九二〇円
四九、五七〇円

四五、七七〇円
四六、三五〇円
四六、九三〇円
四七、五一〇円
一〇〇円
一一〇円
一二〇円
二〇〇円
二〇〇円
二〇〇円
二二〇円
二二〇円
二二〇円
二二〇円
二二〇円
二六〇円
二六〇円
二六〇円
二六〇円
二九〇円
三二〇円
三二〇円
三二〇円
三二〇円
三六〇円
三六〇円
三九〇円
四二〇円
四五〇円
四八〇円
五一〇円
五一〇円
五四〇円
五四〇円
五七〇円
六〇〇円
六〇〇円
六三〇円
六六〇円

に、「十二・九」を「十三・〇」に改める。
別表第五中

五〇、六一〇円
五一、二六〇円
五一、九一〇円
五二、五六〇円

一、三九〇円	一、三六〇円	一、二九〇円	一、二六〇円	一、二三〇円	一、二一〇円	一、一二〇円	一、一〇〇円	一、〇七〇円	一、〇四〇円	九八〇円	九五〇円	九二〇円	九〇〇円	八七〇円	八四〇円	八一〇円	七九〇円	七六〇円	七三〇円	七〇〇円	六八〇円	六五〇円	六二〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

を

一、五四〇円	一、五一〇円	一、四三〇円	一、四〇〇円	一、三七〇円	一、三四〇円	一、二六〇円	一、二三〇円	一、二〇〇円	一、一六〇円	一、一〇〇円	一、〇七〇円	一、〇四〇円	一、〇一〇円	九七〇円	九四〇円	九一〇円	八八〇円	八五〇円	八二〇円	七九〇円	七六〇円	七三〇円	七〇〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

に改める。

二、二一〇円	二、一八〇円	二、一三〇円	二、一一〇円	二、〇八〇円	二、〇五〇円	二、〇〇〇円	一、九八〇円	一、九五〇円	一、九二〇円	一、八七〇円	一、八四〇円	一、八一〇円	一、七九〇円	一、七三〇円	一、七〇〇円	一、六八〇円	一、六五〇円	一、五九〇円	一、五六〇円	一、五三〇円	一、五一〇円	一、四四〇円	一、四二〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

二、四四〇円	二、四一〇円	二、三六〇円	二、三三〇円	二、三〇〇円	二、二七〇円	二、二二〇円	二、一九〇円	二、一五〇円	二、一二〇円	二、〇七〇円	二、〇四〇円	二、〇一〇円	一、九八〇円	一、九二〇円	一、八九〇円	一、八六〇円	一、八三〇円	一、七六〇円	一、七三〇円	一、七〇〇円	一、六七〇円	一、六〇〇円	一、五七〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

二、二三〇円	二、四七〇円
二、二六〇円	二、五〇〇円

附則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則

群馬県職員の給与に関する条例附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十七号

群馬県職員の給与に関する条例附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料に関する規則

第一条 この規則は、群馬県職員の給与に関する条例（昭和二十六年群馬県条例第十五号。以下「給与条例」という。）附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 管理監督職 群馬県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年群馬県条例第六号。以下「定年条例」という。）第六条に規定する管理監督職をいう。
- 二 異動期間 定年条例第九条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- 三 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第十七項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第一項特例任用職員（定年条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第三項特例任用職員（同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつたものをいう。
- 四 特定日 給与条例附則第十五項に規定する特定日をいう。
- 五 降格 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年群馬県人事委員会規則第四号。以下「初任給規則」という。）第二条第三号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものをいう。

除いたものをいう。

六 初任給基準異動 給与条例第四条第一項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第七に定める初任給基準表（第七条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

八 降号 初任給規則第二条第四号に規定する降号をいう。

九 上限額 給与条例第四条第三項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第一項又は第十七条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年群馬県条例第三十五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があると

きは、その端数を切り捨てた額）をいう。

十 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（給与条例附則第十七項の人事委員会規則で定める職員）

第三条 給与条例附則第十七項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
 - イ 異動日以後に初任給基準異動をした職員
 - ロ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - ハ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - ニ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
 - 二 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員
- （給与条例附則第十九項の人事委員会規則で定める職員）
- 第四条 給与条例附則第十九項の人事委員会規則で定める職員は、同項に規定する任命をされた日（以下「任命日」という。）以後に育児短時間勤務等をした職員とする。
- （他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第二十一項の規定による給料の支給）
- 第五条 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第十五項の

規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第五条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(第三項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第五条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第四号に掲げる職員を除く。)
 異動等があつたものとした場合(給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第四号に掲げる職員を除く。)
 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)
 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額に相当する額(以下この項において「異動日給料月額」という。)
 前項の規定による給料月額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条

基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第五条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)
 には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。
 (特任用後降任等職員に対する給与条例附則第二十一項の規定による給料の支給)
 第六条 特任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日(法第二十八条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日)をいう。以下同じ。)
 の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)
 が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第六条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する職員を除く。)
 には、異動日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
 第七条 特任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)
 が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち二以上の号に

掲げる職員に該当する職員(第三項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第七条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条則第二十一項の規定による給料として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第四号に掲げる職員を除く。)
(一) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が二回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。)又は降号をした職員(第四号に掲げる職員を除く。)
(一) 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員が受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条則第二十一項の規定による給料として支給する。(降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条則第二十二項の規定による給料の支給)

第八条 降任等相当給料表異動(法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職務への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のもの)をいう。以下この条及び次条において同じ。(一)をした職員(第一項特任用職員又は第三項特任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。)であつて、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日)をいう。以下この条及び次条において同じ。(二)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第八条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条則第二十二項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条

基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条則第二十二項の規定による給料として支給する。
一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

四 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第九条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職員を除く。)のうち、降任等相当転任日に給与条則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「転任日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第九条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条則第二十二項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額」と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について

降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条則第二十二項の規定による給料として支給する。
一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。)又は降号をした職員
三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(特例任用期間降格等職員に対する給与条則第二十二項の規定による給料の支給)
第十条 特例任用期間降格等職員(第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格(職員の同意を得て行うものに限る。)をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員をいう。以下この条において同じ。)であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に給与条則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第十条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条則第二十二項の規定による給料として支給する。

一 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をした職員 特例任用期間降格等職員とな

- つた日の前日に特例任用期間降格等職員となつた日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格等職員となつた日の前日(その者の号給等)に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となつた日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等)に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となつた日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日まで、人事委員会の定める額を、給与条例附則第二十二項の規定による給料として支給する。
 - 一 特例任用期間降格等職員となつた日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第二条第二号に規定する昇格をした職員
 - 二 特例任用期間降格等職員となつた日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。)をした職員
 - 三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。)又は降格をした職員
 - 四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - 五 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- 第十一条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命をされた職員のうち、任命日以後に育児短時間勤務等をした職員であつて、次の各号に掲げる職員となり、任命日に給与条例附則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額(任命日以後に第一号又は第二号に掲げる職員となつたものにあつては、任命日に当該各号に掲げる職員となつたものとした場合に任命日に同項

- の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この条において「任命日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(以下この条において「第十一条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、任命日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第十一条基礎給料月額と任命日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十二項の規定による給料として支給する。
 - 一 任命日以後に現に育児短時間勤務等をしていいる職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)第六条第一項第四号イに規定する公安職俸給表(一)の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - 二 前号に掲げる職員以外の職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた給与法第六条第一項第四号イに規定する公安職俸給表(一)の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に切り上げた額)
- (人事交流等職員に対する給与条例附則第二十二項の規定による給料の支給)
- 第十二条 初任給規則第十五条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となつた日(当該日)が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に異動日であつたものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となつた日)が六十歳に達した日以後における最初の四月一日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして給与条例附則第十五項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十二条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となつた日(特定日)前に人事交流等職員となつた場合にあっては、特定日)以後、第十二条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十二項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十二

条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十二条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第二十二項の規定による給料として支給する。一 かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き初任給規則第十五条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの

二 人事交流等職員となつた日後に給料表異動等をした職員
三 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
四 人事交流等職員となつた日(特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては、特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員
五 人事交流等職員となつた日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(この規則により難い場合の措置)
第十三条 条例附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料の支給については、この規則の規定による場合には、他の職員との均衡を著しく失うと認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをする事ができる。

(雑則)
第十四条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会規則第二十八号

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(規則第四号)の一部を次のように改正する。
別表第八イの表2級の欄中

26	26	27	27	28	28	29	29	30	30	31	31	32	32	33	33	34	34	35	35	36	36	37	37
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

38	38	39	39	40	40	41	41	42	42	43
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

25	26	26	27	27	28	28	29	29	30	30	31	31	32	32	33	33	34	34	35	35	36	36	37	37
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

36	36	37	37	38	38	39	39	40	40	41
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改め、別表第八ハの表2級の欄中

26	27	28	29	29	30	30	31	31	32
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

25	26	26	27	27	28	28	29	29	30	30	31	31	31
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に、

42	43	44	45	45	46	46	47	47	48	48	49	49	50	51	52	53	54	55	56	57	57	58	58
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

58	59	59	60	60	61	61	62	62	63
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

41	42	42	43	43	44	44	45	45	46	46	47	47	48	48	49	49	50	51	52	53	53	54	54	55	55	56	56	57
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

57	57	58	58	59	59	60	60	61
----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改め、同表3級の欄中

22	22	23	23	24	24	25	25	26	26	27	27	27	28
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

21	22	22	22	23	23	24	24	25	25	26	26	27	27	27
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改め、別表第八ニの表

28	28	29	29	29	30	30	30	31	31	31	31	31	32
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

2級の欄中

27
27
28
28
28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31

に改め、別表第八ホの表2級

38
39
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43
43
44

を

37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
43

に改め、別表第八トの表2級の欄中

22
23
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
34
35
36
37

37
38
38
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49

49
49
49
50
50
50
50
51
51
51
51
51
51
52

を

21
22
22
23
23
24
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
30
31
32
33
33
34
34
35

35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
42
43
44
45
45
45
46
46
46
47
47
47
48

に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

2 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(あらかじめ人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受

ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十九号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 職員(次項各号に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数(管理職手当の支給を受けるものにあつては、一)を乗じて得た額とする。

2 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数(管理職手当の支給を受けるものにあつては、一)を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 法第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)

二 育児休業法第十條第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)

三 育児休業法第十八條第一項又は群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号。以下「任期付職員条例」という。)

3 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。))の百分の四・五を超えないときは、給料月額の百分の四・五に相当する

額)とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第二に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第二の二に掲げる額

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

第二章中第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 前条第一項、第二項及び第四項の規定による給料の調整額並びに同条第三項に規定する調整基本額に一月未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

第九条の二各号列記以外の部分中「定める額」の下に「(その額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同条第一号中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「(その額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を削り、同条第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「(再任用短時間勤務職員にあつてはその額に再任用短時間勤務職員に係る算出率を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務職員等に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額(その額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を「(定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率を乗じて得た額)」に改める。

第二十二條第三項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二條の二の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第二十五條第二項第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十八條の二第三号イ、第二十八條の四及び第二十八條の八第一項第六号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十九條の七第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第一号中「百分の百十五以上百分の百九十」を「百分の百四十五以上百分の二百十」に、「百分の百三十九以上百分の二百三十」を「百分の百四十九以上百分の二百五十」に改め、同項第二号中「百分の百三・五以上百分の百十五」を「百分の百十三・五以上百分の百二十五」に、「百分の百二十四・五以上百分の百三十九」を「百分の百三十四・五以上百分の百四十九」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十二」を「百分の百二」に、「百分の百十二」を「百分の百二十二」に改める。

第二十九條の七の二第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」

に改め、同項第一号中「百分の四十七」を「百分の五十二」に、「百分の五十七」を「百分の六十二」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十三・五」を「百分の四十八・五」に、「百分の五十三・五」を「百分の五十八・五」に改める。

第三十條の四第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の二項を加える。

14 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第八条第三項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

15 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第九条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表第二の二(第8条関係)
行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,600円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,500円
7級	10,700円
8級	11,700円
9級	13,200円

ロ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1級	7,200円
2級	7,600円
3級	7,700円
4級	8,700円
5級	9,200円
6級	9,600円
7級	10,300円
8級	11,300円
9級	12,300円

ハ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,500円
2級	7,800円
3級	8,500円
4級	9,800円
5級	11,500円

ニ 医療職給料表 (一)

職務の級	調整基本額
1級	8,900円
2級	10,200円
3級	11,800円
4級	14,000円

ホ 医療職給料表 (二)

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,300円
4級	7,700円
5級	8,500円
特5級	8,700円
6級	9,700円
7級	11,000円

ヘ 医療職給料表 (三)

職務の級	調整基本額
1級	7,100円
2級	7,700円
3級	7,900円
4級	8,200円
5級	8,700円
特5級	8,700円
6級	9,800円
7級	11,100円

ト 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,000円

2級	7,200円
3級	7,700円
4級	8,700円
5級	9,500円
6級	10,700円

(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
 第二条 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十五年群馬県
 人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。
 附則第二項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職
 員」に改める。
 附則別表中

三〇〇円
六〇〇円
二四〇円
八二〇円
一、四〇〇円
一六〇円
七四〇円
一、三一〇円
一、八九〇円
七〇円
六五〇円
一、二三〇円

二七〇円
九二〇円
一一〇円
七七〇円
一、四二〇円
二、〇七〇円
三二〇円
九七〇円
一、六二〇円
二、二七〇円
二、九二〇円
一、一七〇円
一、八二〇円
二、四七〇円

一、八一〇円
二、三九〇円
五七〇円
一、一五〇円
一、七二〇円
二、三〇〇円
二、八八〇円
一、〇六〇円
一、六四〇円
二、二二〇円
二、八〇〇円
三、三八〇円
一、五六〇円
二、一三〇円
二、七一〇円
三、二九〇円
三、八七〇円
二、〇五〇円
三、三八〇円
三、九六〇円
四、五四〇円
五、一二〇円
四、四一〇円
四、九九〇円

を

三、一一〇円
三、七六〇円
二、〇一〇円
二、六六〇円
三、三一〇円
三、九六〇円
四、六一〇円
二、八六〇円
三、五一〇円
四、一六〇円
四、八一〇円
五、四六〇円
三、七一〇円
四、三六〇円
五、〇一〇円
五、六六〇円
六、三一〇円
四、五六〇円
五、九六〇円
六、六一〇円
七、二六〇円
七、九〇〇円
七、二七〇円
七、九二〇円

に、「二四八円」を「二七一

一九、一五〇円	一八、五七〇円	一七、五六〇円	一六、九八〇円	一六、四〇〇円	一五、八二〇円	一五、六四〇円	一五、〇六〇円	一四、四九〇円	一三、九一〇円	一二、七六〇円	一一、〇八〇円	一一、五〇〇円	一一、九二〇円	一〇、六八〇円	一〇、一〇〇円	一〇、四二〇円	九、八五〇円	八、五〇〇円	七、九二〇円	七、三四〇円	七、六六〇円	六、一五〇円	五、五七〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

二二、〇九〇円	二〇、七四〇円	二一、三九〇円	二二、〇四〇円	二三、一二〇円	二三、七七〇円	一九、八四〇円	一九、一九〇円	一八、五五〇円	一七、九〇〇円	一六、六八〇円	一六、九三〇円	一六、二八〇円	一五、六三〇円	一四、三二〇円	一三、六七〇円	一三、九二〇円	一三、二七〇円	一一、八五〇円	一一、二〇〇円	一〇、五五〇円	一〇、八〇〇円	九、二二〇円	八、五七〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------

一九、七三〇円	二〇、三〇〇円	二一、二七〇円	二一、八五〇円	二二、四三〇円	二三、〇一〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------

二四、四二〇円	二五、〇七〇円	二六、一一〇円	二六、七六〇円	二七、四一〇円	二八、〇六〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------

円」に、「十二・九」を「十三・〇」に改める。

（職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第三条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成十八年群馬県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の百九十」を「百分の二百十」に、「百分の二百三十」を「百分の二百五十」に改める。
 附則第五項中「百分の九十」を「百分の百」に、「百分の百十」を「百分の百二十」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中職員の給与の支給に関する規則第二十九条の七第一項第一号から第四号までの改正規定及び第二十九条の七の二第一項第一号から第三号までの改正規定、第三条の規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十九条の七第一項第一号から第四号まで及び第二十九条の七の二第一項第一号から第三号までの規定並びに第三条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則第四項及び第五項の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

（定義）

3 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 令和三年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）をいう。
- 二 令和五年旧法 令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）をいう。
- 三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
- 四 暫定再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員のうち令和三年改正法附則第六条

- 第一項又は第二項により採用された職員をいう。
- 五 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。
- 六 令和四年改正定年条例 群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第五十一号)をいう。
- 七 施行日 この規則の施行の日をいう。
- 八 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
- 九 令和四年改正給与条例 群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第四十五号)をいう。
- 十 改正前の規則 第一條の規定による改正前の職員の給与の支給に関する規則をいう。
- (暫定再任用職員の調整額に関する経過措置)
- 四 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第八條第三項の規定を適用する。
- 五 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第八條第二項及び第三項の規定を適用する。
- 六 群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)第八條の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。)を占める令和三年改正法附則第四條第一項又は第六條第一項の規定により採用された職員(次項において「特定暫定再任用職員」という。)のうち、当該職に係る令和四年改正定年条例による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号)第三條に規定する年齢(令和四年改正定年条例附則第六條第一項各号に規定する職にあつては、同條第二項に規定する年齢)に達した日が施行日の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第八條及び第八條の二並びに前二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の規則第八條第二項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。
- 七 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - 一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫

- 定再任用職員(第三号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
- 二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとした場合に令和四年改正給与条例による改正前の群馬県職員の給与に関する条例(次号において「令和五年旧給与条例」という。)及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第八條の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- 三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。)
 - 一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合(次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつた場合)に、令和五年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第八條の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
 - イ 給料表の適用を異にする異動をした場合
 - ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧法再任用職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げた場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ令和五年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)
- 八 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する改正後の規則第九條の二の規定の適用については、同條第一号中「別表第三の二」とあるのは、「別表第三の三」とする。
- 九 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第九條の二の規定を適用する。
- 十 暫定再任用短時間勤務職員の通勤手当に関する経過措置(暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第二十二條第三項第二号の規定及び第二條による改正後の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則附則第二項第二号の規定を適用する。
- 十一 暫定再任用短時間勤務職員の一週間当たりの要勤務日数に関する経過措置(暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第二十二條の二の規定を適用する。

12 (暫定再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当に関する経過措置)
 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第二十五条第二項第一号及び第二号の規定を適用する。

(暫定再任用職員の期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)

13 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第二十八条の二第三号、第二十八条の四及び第二十八条の八第六号の規定を適用する。

14 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第二十九条の七第一項及び第二十九条の七の二第一項の規定を適用する。

(暫定再任用短時間勤務職員の農林漁業普及指導手当に関する経過措置)

15 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第三十条の四第一号及び第二号の規定を適用する。

16 (育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)
 令和四年改正給与条例附則第三条第二項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。次項において「育児休業法」という。)第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

17 (暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額)の端数計算)
 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

一 暫定再任用短時間勤務職員 令和四年改正給与条例附則第三条第三項

二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和四年改正給与条例附則第三条第二項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた令和四年改正給与条例附則第三条第一項

18 (雑則)
 附則第四項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第三十号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「附則第二十七項本文」を「附則第三項本文」に改め、同条第三号中「附則第二十八項」を「附則第四項」に改め、同条第四号中「附則第二十九項本

文」を「附則第五項本文」に改め、同条第五号中「附則第三十三項本文」を「附則第九項本文」に改め、同条第六号中「附則第三十五項本文」を「附則第十一項本文」に改める。

第五条の八第一項第三号ロ中「第二十八条の二第二項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

第五条の九第一号中「第八十一条の二第二項」を「第八十一条の六第一項」に、「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改め、同条第二号中「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の三第一項」に改め、同条第三号中「第八十一条の四第一項の任期若しくは同条第二項の規定により更新された」を「第六十条の二第二項の」に、「第二十八条の四第一項の任期若しくは同条第二項の規定により更新された」を「第二十八条の四第三項の」に改める。

附則第五項中「附則第三十八項ただし書」を「附則第十四項ただし書」に改める。

別表ロの表第二号区分の項に次の一号を加える。

五 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月一日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの

附則 此の規則は、令和五年四月一日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日 群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第三十一号
初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第一」とあるのは、「別表第二」とする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(附則第2項関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員	3項職員
	1種	2種	3種		
1年未満	円 290,400	円 258,200	円 216,000	円 35,600	円 21,000
1年以上2年未満	290,400	258,200	216,000	35,600	20,300
2年以上3年未満	290,400	258,200	216,000	35,600	19,600
3年以上4年未満	290,400	258,200	216,000	35,600	18,900
4年以上5年未満	290,400	258,200	216,000	35,600	18,200
5年以上6年未満	290,400	258,200	216,000	35,600	16,500
6年以上7年未満	290,400	258,200	216,000	34,300	14,700
7年以上8年未満	290,400	258,200	216,000	33,000	13,000
8年以上9年未満	290,400	258,200	216,000	31,800	11,200
9年以上10年未満	290,400	258,200	216,000	30,500	9,500
10年以上11年未満	290,400	258,200	216,000	29,300	7,700
11年以上12年未満	290,400	258,200	216,000	28,000	6,000
12年以上13年未満	290,400	258,200	216,000	26,700	4,200
13年以上14年未満	290,400	258,200	216,000	25,500	2,500
14年以上15年未満	290,400	258,200	216,000	24,500	700
15年以上16年未満	290,400	258,200	216,000	23,500	
16年以上17年未満	287,300	255,400	213,700	22,500	
17年以上18年未満	284,200	252,600	211,400	21,600	
18年以上19年未満	281,100	249,800	209,100	20,600	
19年以上20年未満	278,000	247,000	206,800	19,600	
20年以上21年未満	275,000	244,200	204,500	18,600	
21年以上22年未満	261,400	232,300	194,800	18,200	
22年以上23年未満	247,500	220,300	185,000	17,800	
23年以上24年未満	234,000	208,600	175,600	17,100	
24年以上25年未満	220,400	196,800	165,800	16,700	
25年以上26年未満	206,800	184,900	156,200	16,200	
26年以上27年未満	190,900	170,400	143,900	15,800	
27年以上28年未満	175,400	156,100	132,000	15,400	
28年以上29年未満	159,700	141,800	119,800	14,800	
29年以上30年未満	143,700	127,300	107,500	14,600	
30年以上31年未満	126,400	111,900	94,900	14,400	
31年以上32年未満	108,900	96,600	82,100	13,900	
32年以上33年未満	91,700	81,400	69,600	13,300	
33年以上34年未満	65,000	59,100	51,400	12,700	
34年以上35年未満	40,300	38,200	34,400	12,200	
備考					
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。					
2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。					
3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。					

附則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県職員の寒冷地手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第三十二号

群馬県職員の寒冷地手当支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の寒冷地手当支給に関する規則（昭和三十九年群馬県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「条例第二条に規定する再任用職員及び」を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第三十三号

群馬県職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の特勤勤務手当等に関する規則（昭和四十六年群馬県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「この条」の下に「及び附則第五項」を加える。

第五条第二項第一号中「から第三項まで」を「及び第二項（同条第三項及び附則第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）並びに附則第六項」に改め、同項第二号及び第三号中「から第三項まで」を「及び第二項並びに附則第六項」に改める。

附則に次の四項を加える。

3 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

4 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号又は第四項各号に掲げる職員であるものの同条第一項の特勤勤務手当基礎額は、前項並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

5 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の三第一項

に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

6 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員のうち、第四条第三項各号に掲げる職員であるものの特勤勤務手当に準ずる手当の月額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県職員の定年等に関する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第三十四号

群馬県職員の定年等に関する規則

群馬県職員の勤務延長に関する規則（昭和六十年群馬県人事委員会規則第一号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年群馬県条例第六号。以下「条例」という。）第十三条の規定に基づき、職員の定年等の実施に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、「勤務延長」とは、条例第四条第一項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。

(勤務延長職員の異動についての承認)

第三条 任命権者は、条例第四条第一項の規定により引き続き勤務している職員を他の職へ異動させる場合（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の六第四項に規定する職員となる異動の場合を除く。）には、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。ただし、当該異動の日が、その者が当該異動後の職を占めているものとした場合に定年退職（条例第二条の規定により退職することをいう。以下同じ。）をすることとなる日以前であるときは、この限りでない。

(異動期間延長職員の勤務延長についての承認)

第四条 条例第四条第一項ただし書の規定による異動期間延長職員（条例第九条の規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間を含む。以下同じ。）（同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）が延長された職員であつて、条例第二条に規定する定年退職日において管理監督職（条例第六条各号に掲げる職をいう。以下同じ。）を占めている職員をいう。）の勤務延長に係る人事委

員会の承認の申請は、別に定める申請書によりあらかじめ人事委員会の承認を得なければならぬ。

(勤務延長の期限の延長についての承認)

第五条 任命権者は、条例第四条第二項の規定により勤務延長の期限を延長する場合には、別に定める申請書によりあらかじめ人事委員会の承認を得なければならぬ。

(職員の間意)

第六条 任命権者は、条例第四条第三項若しくは第四項又は第十条の規定により職員の同意を得る場合には、書面によつて行わなければならない。

(延長された異動期間の延長についての承認)

第七条 任命権者は、条例第九条第二項又は第四項の規定により、延長された異動期間を更に延長する場合には、別に定める申請書によりあらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第八条 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。

- 一 教育職の特定管理監督職群 県立学校の校長の職、副校長の職及び教頭の職
- 二 学校事務職の特定管理監督職群 県立学校の事務長(主監)の職及び事務長(次長)の職

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第九条 条例第十二条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用(同条の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- 一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(人事異動通知書の交付)

第十条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書(以下「通知書」という。)を交付しなければならない。

- 一 勤務延長を行う場合
- 二 勤務延長の期限を延長する場合
- 三 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- 四 異動期間の延長を行う場合
- 五 延長された異動期間を更に延長する場合
- 六 異動期間の延長の事由が消滅し、他の職への降任等をする場合

(勤務延長等に関する報告)

第十一条 任命権者は、毎年六月末日までに、次に掲げる状況を人事委員会に報告しなければならない。

- 一 前年度に定年に達した職員に係る勤務延長(条例第四条第一項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。)の状況
- 二 前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条の規定により異動

期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第二条 この規則による改正後の群馬県職員の定年等に関する規則第三条から第六条まで、第十条及び第十一条の規定は、群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第五十一号。以下「改正条例」という。)附則第二条第一項の規定による勤務延長(改正条例による改正後の群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号)(以下この条及び附則第四条において「新条例」という。))第四条第一項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。)について準用する。

2 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(改正条例附則第二条第二項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。))が基準日の前日における新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、改正条例による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例(次項において「旧条例」という。))第三条に規定する定年)を超える職(当該職に係る定年が新条例第三条に規定する定年である職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

3 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧条例第三条に規定する定年)に達している職員とする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第三条 改正条例附則第三条第一項及び第二項並びに改正条例附則第四条第一項及び第二項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- 一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 二 暫定再任用(改正条例附則第三条第一項若しくは第二項又は改正条例附則第四条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下この号において同じ。)を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職、人事委員会規則で定める者及び人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)

第四条 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(新条例第十条に規定する短時間勤務の職(以下この条において「短時間勤務の職」という。))を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が新条例第三条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。
- 3 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第三十五号

群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成三年群馬県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「掲げる職員」の下に「であつて次号に掲げる職員以外の職員」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)
- 次に掲げる当該職員の占める職に係る支給規則第九条第二項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種から四種まで 一万一千円
- ロ 五種 九千円
- ハ 六種 七千円

二 七種 五千円

ホ 八種及び九種 三千円

第五条第三項第一号中「掲げる職員」の下に「であつて次号に掲げる職員以外の職員」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る支給規則第九条第二項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種から四種まで 七千三百円
- ロ 五種 六千円
- ハ 六種 四千六百元
- ニ 七種 三千三百円
- ホ 八種及び九種 二千円

第五条の二第二項中「占める職に係る支給規則第九条第二項の規定による」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る支給規則第九条第二項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 一種から四種まで 六千円
- ロ 五種 五千円
- ハ 六種 四千円
- ニ 七種 三千円
- ホ 八種及び九種 二千円

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る支給規則第九条第二項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種 五千五百円
- ロ 二種 四千五百円
- ハ 三種 三千五百円
- ニ 四種 二千五百円
- ホ 五種 千五百円

第五条の二第二項第三号から第五号までを削り、同条第二項中「占める職に係る支給規則第九条第二項の規定による」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る支給規則第九条第二項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 一種から四種まで 四千円
 - ロ 五種 三千三百円
 - ハ 六種 二千六百元
 - ニ 七種 二千円
 - ホ 八種及び九種 千三百円
- 二 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該職員の占める職

- に係る支給規則第九条第二項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 一種 三千六百円
- ロ 二種 三千円
- ハ 三種 二千三百円
- ニ 四種 千六百元
- ホ 五種 千円

第五条の二第二項第三号から第五号までを削る。
 附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の一項を加える。

2 (条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員の特例) (条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、第五条第二項第一号及び第三項第一号並びに第五条の二第一項第一号及び第二項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

附則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第五条第二項第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項及び第二項の規定を適用する。

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第三十六号

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
 第二条第二項第三号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
 第二条の三第一項第一号中「再任用短時間勤務職員及びび」を「定年前再任用短時間勤務職員及びび」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

職員等」に改める。
 第八条第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。
 第八条の二中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改める。
 第八条の三第一項第一号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第二号中「再任用職員(地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)」及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第四項第二号中「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第八条の四「掲げる率」を「定める率」に改め、同条第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。
 第十一条第二号及び第三号中「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。
 第十二条第三項及び第十三条第一項第二号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。(経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第二条第二項第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、改正後の規則第八条の二、第八条の三第一項(第二号に係る部分に限る。))及び第四項並びに第十一条の規定を適用する。
- 3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第二条第二項、第二条の三第一項及び第二項、第八条、第八条の三第一項(第一号に係る部分に限る。))、第八条の四、第十二条第三項並びに第十三条第一項の規定を適用する。

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第三十七号

群馬県職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の特種勤務手当に関する規則(平成十一年群馬県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第十九条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「再任用短時間勤務職員、」を「定年前再任用短時間勤務職員、」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の群馬県職員の特種勤務手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)(第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第三十八号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成十一年群馬県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第四号イ(2)」を「第二条第七号イ(2)」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第三十九号

群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(令和二年群馬県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
別表第五中

Table with 2 columns of salary amounts in Japanese Yen, ranging from 2,030 to 15,260.

一四、一八〇円	一四、七六〇円	一五、三四〇円	一五、九二〇円	一六、五〇〇円	一七、〇八〇円	一七、六六〇円	一八、二三〇円	一八、八一〇円	一九、三九〇円	一九、九七〇円	二〇、五五〇円	二一、八八〇円	二二、四六〇円	二三、〇四〇円	二三、六二〇円	二五、三一〇円	二五、八九〇円	二六、四七〇円	二七、〇五〇円	二八、五六〇円	二九、一四〇円	二九、七二〇円	三〇、三〇〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

一五、九一〇円	一六、五六〇円	一七、二一〇円	一七、八六〇円	一八、五一〇円	一九、一六〇円	一九、八一〇円	二〇、四六〇円	二一、一一〇円	二一、七六〇円	二二、四一〇円	二三、〇六〇円	二四、四六〇円	二五、一一〇円	二五、七六〇円	二六、四〇〇円	二八、一七〇円	二八、八二〇円	二九、四七〇円	三〇、一二〇円	三一、七〇〇円	三一、三五〇円	三三、〇〇〇円	三三、六五〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に、

「二四八円」を「二七一円」

三一、六五〇円	三二、二二〇円	三二、八〇〇円	三三、三八〇円	三四、六二〇円	三五、二〇〇円	三五、七八〇円	三六、三六〇円	三七、五一〇円	三八、〇九〇円	三八、六六〇円	三九、二四〇円	四〇、三二〇円	四〇、九〇〇円	四一、四八〇円	四二、〇六〇円	四三、〇七〇円	四三、六五〇円	四四、二三〇円	四四、八〇〇円	四五、七七〇円	四六、三五〇円	四六、九三〇円	四七、五一〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

三五、〇七〇円	三五、七二〇円	三六、三七〇円	三七、〇二〇円	三八、三三〇円	三八、九八〇円	三九、六三〇円	四〇、二八〇円	四一、五〇〇円	四二、一五〇円	四二、七九〇円	四三、四四〇円	四四、五九〇円	四五、二四〇円	四五、八九〇円	四六、五四〇円	四七、六二〇円	四八、二七〇円	四八、九二〇円	四九、五七〇円	五〇、六一〇円	五一、二六〇円	五一、九一〇円	五二、五六〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に、「十二・九」を「十三・〇」に改める。
別表第六中

七〇〇円	六八〇円	六五〇円	六二〇円	五九〇円	五七〇円	五四〇円	五一〇円	四八〇円	四五〇円	四三〇円	四〇〇円	三七〇円	三四〇円	三二〇円	三一〇円	二六〇円	二三〇円	二二〇円	二〇〇円	一一〇円	一〇〇円
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

七九〇円	七六〇円	七三〇円	七〇〇円	六六〇円	六三〇円	六〇〇円	五七〇円	五四〇円	五一〇円	四八〇円	四五〇円	四二〇円	三九〇円	三六〇円	三二〇円	二九〇円	二六〇円	二三〇円	二〇〇円	一四〇円	一一〇円
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

一、五三〇円	一、五一〇円	一、四四〇円	一、四二〇円	一、三九〇円	一、三六〇円	一、二九〇円	一、二六〇円	一、二三〇円	一、二一〇円	一、一一〇円	一、〇七〇円	一、〇四〇円	九八〇円	九五〇円	九二〇円	九〇〇円	八七〇円	八四〇円	八一〇円	七九〇円	七六〇円	七三〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

を

一、七〇〇円	一、六七〇円	一、六〇〇円	一、五七〇円	一、五四〇円	一、五一〇円	一、四三〇円	一、四〇〇円	一、三七〇円	一、三四〇円	一、二六〇円	一、二三〇円	一、二〇〇円	一、一六〇円	一、一〇〇円	一、〇七〇円	一、〇四〇円	九七〇円	九四〇円	九一〇円	八八〇円	八五〇円	八二〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	------	------	------	------

に改める。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

一、五六〇円	一、七三〇円
一、五九〇円	一、七六〇円
一、六五〇円	一、八三〇円
一、六八〇円	一、八六〇円
一、七〇〇円	一、八九〇円
一、七三〇円	一、九二〇円
一、七九〇円	一、九八〇円
一、八一〇円	二、〇一〇円
一、八四〇円	二、〇四〇円
一、八七〇円	二、〇七〇円
一、九二〇円	二、一二〇円
一、九五〇円	二、一五〇円
一、九八〇円	二、一九〇円
二、〇〇〇円	二、二二〇円
二、〇五〇円	二、二七〇円
二、〇八〇円	二、三〇〇円
二、一一〇円	二、三三〇円
二、一三〇円	二、三六〇円
二、一八〇円	二、四一〇円
二、二一〇円	二、四四〇円
二、二三〇円	二、四七〇円
二、二六〇円	二、五〇〇円

■ 人事委員会細則

群馬県職員の定年等に関する規則実施細則をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会細則第一号

群馬県職員の定年等に関する規則実施細則

群馬県職員の勤務延長に関する規則実施細則(昭和六十年群馬県人事委員会細則第一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この細則は、群馬県職員の定年等に関する規則(令和四年群馬県人事委員会規則第三十四号。以下「規則」という。)第十二条の規定により、職員の定年等の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 勤務延長職員の手続
第二条 任命権者は、規則第三条の規定により、勤務延長に係る職員(以下「勤務延長職員」という。)の異動について、人事委員会に承認を申請しようとするときは、様式第一号による申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

- 一 当該職員の履歴書
- 二 その他参考となる書類
(異動期間延長職員の勤務延長の手続)
- 第三条 任命権者は、規則第四条の規定により、異動期間延長職員の勤務延長について、人事委員会に承認を申請しようとするときは、様式第二号による申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。
 - 一 当該職員の履歴書
 - 二 規則第六条の規定による当該職員の同意を得たことを証する書面
 - 三 その他参考となる書類
(勤務延長の期限の延長についての手続)
- 第四条 任命権者は、規則第五条の規定により、勤務延長の期限の延長について、人事委員会に承認を申請しようとするときは、様式第三号による申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。
 - 一 当該職員の履歴書
 - 二 規則第六条の規定による当該職員の同意を得たことを証する書面
 - 三 その他参考となる書類
(延長された異動期間の延長についての手続)
- 第五条 任命権者は、規則第七条の規定により、延長された異動期間の延長について、人事委員会に承認を申請しようとするときは、様式第四号による申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

- 一 当該職員の履歴書
 - 二 規則第六条の規定による当該職員の同意を得たことを証する書面
 - 三 その他参考となる書類
- (勤務延長等の同意書)
- 第六条 規則第六条に規定する書面は、次の各号の様式によるものとする。
- 一 勤務延長同意書 様式第五号
 - 二 勤務延長の期限の延長同意書 様式第六号
 - 三 勤務延長の期限の繰上げ同意書 様式第七号
 - 四 異動期間延長等同意書 様式第八号
 - 五 延長された異動期間に係る延長等同意書 様式第九号
- (任命権者の報告)
- 第七条 規則第十一条の規定による人事委員会への報告は、次の各号の様式によるものとする。
- 一 勤務延長の状況 様式第十号
 - 二 異動期間の延長の状況 様式第十一号

様式第1号(規格A4)(第2条関係)

群馬県人事委員会委員長 様

第 年 月 日 号

(任命権者)

勤務延長職員の異動承認申請書

群馬県職員の定年等に関する規則実施細則第2条の規定により、勤務延長職員の異動の承認について次のとおり申請します。

番号	氏名 (生年月日(歳))	学歴及び資格 (取得年月日)	異動 予定日	職名		職務内容	勤務課所	給与		1 定年 2 定年 退職日	1 従前の勤務延長 の事由 2 勤務延長の期限		申請の理由
				(異動前)	(異動後)			表	級・号給				

様式第2号(規格A4)(第3条関係)

群馬県人事委員会委員長 様

第 年 月 日 号

(任命権者)

異勤期間延長職員の勤務延長承認申請書

群馬県職員の定年等に関する規則実施細則第3条の規定により、勤務延長の承認について次のとおり申請します。

番号	氏名 (生年月日(歳))	学歴及び資格 (取得年月日)	異勤 予定日	職名	職務内容	勤務課所	給与		1 定年 2 定年 退職日	1 異勤期間延長の 事由・異勤期間の 末日 2 今回の勤務延長 の期限	申請の理由
							表	級・号給			

様式第3号(規格A4)(第4条関係)

群馬県人事委員会委員長 様

第 年 月 日 号

(任命権者)

勤務延長の期限の延長承認申請書

群馬県職員の定年等に関する規則実施細則第4条の規定により、勤務延長の期限の延長の承認について次のとおり申請します。

番号	氏名 (生年月日(歳))	学歴及び資格 (取得年月日)	異動 予定日	職名	職務内容	勤務課所	給与		1 定年 2 定年 退職日	1 従前の勤務延長 の事由 2 今回の勤務延長 の期限	申請の理由
							表	級・号給			

様式第4号(規格A4)(第5条関係)

群馬県人事委員会委員長 様

第 年 月 日 号

(任命権者)

延長された異動期間に係る延長承認申請書

群馬県職員の定年等に関する規則(実施細則)第5条の規定により、延長された異動期間に係る延長の承認について次のとおり申請します。

番号	氏名 (生年月日(歳))	学歴及び資格 (取得年月日)	異動 予定日	職名	職務内容	勤務課所	給与		1 定年 2 定年 退職日	1 従前の異動期間 延長の事由・異動 期間の末日 2 今回延長される 異動期間の末日	申請の理由
							表	級・号給			

様式第5号(第6条関係)

勤務延長同意書	
	年 月 日
(任命権者)	
	所属 職名 氏名
群馬県職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定による勤務延長を下記のとおり行うことに同意します。	
	記
勤務延長期限	年 月 日まで()

様式第6号(第6条関係)

勤務延長の期限の延長同意書	
	年 月 日
(任命権者)	
	所属 職名 氏名
<p>群馬県職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定による勤務延長の期限の延長を下記のとおり行うことに同意します。</p>	
記	
勤務延長の期限の延長期限	
	年 月 日まで()

様式第7号(第6条関係)

勤務延長の期限の繰上げ同意書	
	年 月 日
(任命権者)	
	所属 職名 氏名
群馬県職員の定年等に関する条例第4条第4項の規定により、下記のとおり勤務延長の期限を繰り上げることに同意します。	
記	
繰上げ後の勤務延長の期限 年 月 日まで ()	
(従前の勤務延長の期限 年 月 日まで)	

様式第8号(第6条関係)

異動期間延長等同意書	
	年 月 日
(任命権者)	
	所属 職名 氏名
群馬県職員の定年等に関する条例第9条第1項の規定による異動期間に係る延長等下記のとおり行うことに同意します。	
記	
延長される異動期間の末日	年 月 日 ()
(降任又は転任する場合)	年 月 日に を命ずる

様式第9号(第6条関係)

延長された異動期間に係る延長等同意書

年 月 日

(任命権者)

所属
職名
氏名

群馬県職員の定年等に関する条例第9条第2項又は第4項の規定による延長された異動期間に係る延長等を下記のとおり行うことに同意します。

記

更に延長される異動期間の末日 年 月 日 ()
(降任又は転任する場合) 年 月 日に を命ずる

様式第10号(規格A4)(第7条関係)

第 一 号
年 月 日

群馬県人事委員会委員長 様

(任命権者)

勤務延長状況報告書

群馬県職員の定年等に関する規則第11条の規定により、勤務延長の状況について次のとおり報告します。

番号	勤務延長の対象となった職			氏名 生年月日(歳)	給与		定年年齢	定年退職日	勤務延長の期限	勤務延長を必要とした理由
	職名	職務内容	勤務課所		表	級・号給				

様式第11号(規格A4)(第7条関係)

第 一 号
年 月 日

群馬県人事委員会委員長 様

(任命権者)

異動期間延長状況報告書

群馬県職員の定年等に関する規則第11条の規定により、異動期間の延長の状況について次のとおり報告します。

番号	異動期間の延長の対象となった職			氏名 生年月日(歳)	給与		定年年齢	定年退職日	延長された異動 期間の末日	異動期間の延長を必要とした理由
	職名	職務内容	勤務課所		表	級・号給				

附則
この細則は、令和五年四月一日から施行する。

■ 企業管理規程

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第十六号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。
第十六条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第十六条第二項の規定は、令和四年十二月一日から適用する。
- 2 改正後の群馬県企業職員の給与に関する規程の規定を適用する場合には、改正前の同規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の同規程の規定による給与の内払とみなす。

■ 病院管理規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第十七号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。
第二十九条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。
第三十条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改める。

附則

- (施行期日等)
- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の群馬県病院事業職員の給与に関する規程(次項において「改正後の規程」という。)第二十九条第二項及び第三十条第二項の規定は、令和四年十二月一日から適用する。
 - 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の群馬県病院事業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

■ 議会訓令

群馬県議会訓令甲第二号

群馬県議会議事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年十二月二十三日

議事事務局

群馬県議会議長 星 名 建 市

群馬県議会議事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

群馬県議会議事務局の組織等に関する規程(昭和五十二年群馬県議会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第一号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同項第二号中「地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の群馬県議会議事務局の組織等に関する規程(以下この項において「改正後の規程」という。)第四条第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程の規定を適用する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
